

## 組合Q&A

### 支店の組合員資格について

Q1 小売業を営む者で組合の地区内に支店があつて、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上で、しかも資本金が5千万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとするれば公正取引委員会に届け出る必要があるか。また、その場合の手続方法は。

「A」組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとされているから、ご質問の場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5千万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要である。ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対的要件でなくその事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきである。なお、当面その判定は組合自体が行うことになる。

なお、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭

和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に具体的に定められている。

### 公平奉仕の原則の適用について

Q2 一部の組合員のみを利用される組合事業を実施することは、いわゆる公平奉仕の原則に反するか。

「A」従来、以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則(中協法第5条第2項、中団法第7条第2項)に反しないものとされてきたが、さらに、個々の組合事業それぞれにおいて、全ての組合員に対して奉仕することまでを求める趣旨ではなく、組合が全ての組合員を対象とした共同事業を適切に実施している場合においては、組合が一部の組合員を対象とした他の共同事業を行つても、その他の組合員を対象にした共同事業が別途行われる計画、仕組みとなっている場合には、公平奉仕の原則に反しないこととされている。

(1) 組合事業が現実の一部の組合員についてのみ利用されるのであつても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっていく場合  
(2) 組合事業の利用の機会が過渡的

に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合

(3) 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合。

### 行方不明組合員の 出資金整理について

Q3 組合員Aは、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となった。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当か。なお、Aの組合に対する負債はない。

「A」出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明

で判断し兼ねる点があるが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能と解する。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったとくに到達したものとみなされるから一応通知はなされたものと解される。弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当である。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生するが、その請求権は2年間で時効により

消滅するので、時効まで未払持分として処理し、時効成立をまつてこれを雑収入又は債務免除益に振り替えるのが適当と考える。

## 個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

Q4 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続が完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらうとともに、組合員名簿を変更しようと考えている。この処理方法でよいか。

「A」組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社になつては、個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法走脱退（中協法第19条第1項第1号））と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続をとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、こ

の申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込みを行うことになる。

しかし、個人企業と法人である株式会社とが、実的にみて併存するようであるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社を持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込みは必要としない。

## 滞納処分による持分の差押えについて

Q5 国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合等の組合員の国税滞納に対してその持分を差し押え、その持分を再度換価に付しても、なお買受がないとき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条）とある。しかし同条には、

事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同条の規定が及ぶものかどうか。

また、仮に上記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持

分払戻方法が出資額限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として払戻請求に応ずればよいか。

「A」国税徴収法第74条は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本条は、その適用者について「……中小企業等協同組合法に基く企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合に、これをした後任意に）脱退することができると規定しているが、そのなかで、「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本条による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応ずればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本条によって請求することはできないからである。

## 脱退者に対する延滞金の徴収について

Q6 法定脱退者が組合に対する経費又は幹旋原料代等を滞納しているとき、仮に本年4月に法定脱退した者に本事業年度末たる○年3月末に持分算定の上、払い戻すことになるが、4月以降滞納金の払込みがない場合、年度末までの延滞金（定款及び総会議決をもって徴収するよう規定されている）をも加算して、払戻持分より差し引いて支障ないと解せられるが、それでよろしいか。

「A」脱退した者に対し、債権を有する組合が脱退者に支払う持分と、その債権を相殺する場合、脱退以降持分支払までの期間に対し、定款に定める延滞金を課することはできないものと思われる。

定款は組合員でなくなった脱退者に対しては効力を及ぼさないもので、脱退者から定款の規定によって徴収することができないものと考えられるからである。

ただし、脱退時より持分の確定するその事業年度末までは、脱退者の債務不履行に対し、民法の法定利率（年5%）による利息を課することができる。